

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 5 年 5 月 8 日付けの保護停止決定通知書により行った保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張している。

- 1 本件処分は、法 27 条の本来の趣旨目的とは異なる解釈の下、法 1 条の目的及び日本国憲法 25 条の理念に反し、違法・違憲である。

また、法 27 条 2 項及び 3 項に反し、人権問題に関わる重大な違反行為が個室で数回行われることなどが、数年前より続いている。

- 2 処分庁が問題提起している収入は、保護受給前より慣習である請求人とその家族分（母）の毎月の合算請求による光熱費等の毎月の支払と毎月の買い物などに伴う入金であり、収入には該当しないという認識である。当該入金や具体的な事例は法令等に明文化されておらず、収入には該当し得ない。

就労に必要な備品購入の原資は、貯金等により捻出し、揃えたものである。

また、申告書類に不明点等がある場合は、直接、請求人に確認すれば足りるところ、法 29 条を適用し、請求人の私生活をみだりに覗き見る行為は違法性等が問われる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6年10月29日	諮問
令和 6年12月 2日	請求人から口頭意見陳述申立書を収受
令和 7年 1月24日	審議（第96回第2部会）
令和 7年 2月 3日	請求人へ口頭意見陳述を実施しないことの通知を発出
令和 7年 2月25日	審議（第97回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の定め

ア 保護の補足性、保護の基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

イ 届出の義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

ウ 資料の提供等

法 29 条 1 項は、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況について、銀行に報告を求めることができるとしている。

エ 指示等、指示等に従う義務、保護の停止等

法 27 条 1 項は、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとし、同条 2 項は、同条 1 項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならないとしている。

法 62 条 1 項は、被保護者は、保護の実施機関が、法 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないとし、法 62 条 3 項は、保護の実施機関は、同条 1 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるとしている。そして、同条 4 項は、保護の実施機関は、同条 3 項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知の上、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならないとしている。

法 26 条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとし、法 62 条 3 項の規定により保護の停止又は廃止をするときも同様とするとしている。

(2) 次官通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号。以下「次官通知」という。）第 8・1・(1)は、実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行おうとするときには、被保護者の収入に関し、申告を行わせることとし、同・(4)は、収入の認定に当たっては、同・(1)によるほか、当該世帯の預金等の資産の状況、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等の全てについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握することとしている。

次官通知第 8・3・(2)・イ・(ア)は、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、全て認定することとし、同・(ウ)は、当該収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定することとしている。

(3) 局長通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 11・2・(1)は、保護受給中の者については、随時、届出の義務等について十分説明の上適切な指導を行うほか、特に「次官通知第 8 の 1 による収入に関する申告（略）を行なわないとき」（同・キ）においては必要に応じて法 27 条による指導指示を行うこととしている。

局長通知第 11・2・(4)は、法 27 条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、又は目的を達せられないと認められるとき等は、文書による指導指示を行うこととし、当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法 62 条により所定の手続を経た上当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととしている。

(4) 課長通知

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号。以下「課長通知」という。）第 11・問 1・答（1 及び 2）は、被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法 62 条の規定により、所定の手続を経た上、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるが、いずれかを適用するかについては、次の基準によることとしている。

当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこと。上記によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、法 62 条の規定により所定の手続を経た上、保護を廃止すること。

(5) 次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、請求人は、本件照会期間に、処分庁に未申告の収入が合計 235 万 5 千円（未申告の入金額）あり、担当職員から収入申告をするよう求められたものの、未申告の入金額は、家族の携帯電話代等を支払うために母から入金してもらったものと説明するのみで、当該説明を裏付ける資料や未申告の入金額の明細を記載した収入申告書を処分庁に提出しなかったことが認められる。このため、処分庁は、令和 4 年 7 月 1 日、請求人に対し、法 27 条 1 項に基づく口頭指導（同月 8 日には口頭指導の内容を書面にした本件指導書を送付）を行い、未申告の入金額を収入申告書で具体的に申告するよう求めたが、請求人は、提出期限の同月 22 日までに指導された内容に沿った申告をしなかったことが認められる。

上記の指導結果を踏まえ、処分庁は、ケース診断会議を経た上で、同年 10 月 3 日及び令和 5 年 1 月 31 日に、法 27 条 1 項の規定に基づき、請求人に対して本件各指示書をそれぞれ通知したが、請求人は、いずれの指示書に対しても、指示内容に従った収入申告及び指示された書面の提出を行わなかったことが認められる。このため、処分庁は、請求人が本件各指示書で指示した各指示内容を履行せず、法 62 条 1 項の指示等に従う義務に違反したため、請求人に対して同条 3 項の規定に基づき保護の停止の処分を行うことを予定している旨通知した上で、請求人に対して、同条 4 項の弁明の機会をそれぞれ付与したが、弁明機会においても請求人は、自分自身としては可能な限りの申告をしている旨の説明をするにとどまり、本件各指示書の指示内容に従えない合理的な理由についての説明はなかったことが認められる。

以上によれば、処分庁が法 27 条 1 項の規定により、請求人に対し、本件各指示書により必要な指示をしたにもかかわらず、請求人は、当該指示に従わず、法 62 条 1 項の規定による義務に違反したものと認められ、かつ、当該指示は、請求人の資産の活用を図るために未申告の収入の申告を求めるものであって、軽微なものとはいえない。

したがって、処分庁が、請求人は法 62 条 1 項の義務に違反したとして、同条 4 項の弁明の機会を付与した上で、同条 3 項の規定に基づき、保護を停止する処分をしたこと（本件処分）は適法であり、その

手続にも違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

- (1) 請求人は、第3・1のとおり主張し、本件各指示書の各指示内容は、法27条2項及び3項に反するものであるから、処分庁が同条1項の規定による指示義務に違反したとして、請求人の保護を停止した（本件処分）のは違法であると主張しているものと解される。

しかし、本件各指示書の各指示内容は、保護の実施機関が被保護者の収入の認定に当たり、上記1の法令等の規定に照らして当該被保護者の資産の状況を把握する上で必要な範囲のものと認められ、同条2項又は3項に違反するものとはいえず、請求人の主張は理由がない。

- (2) また、請求人は、第3・2のとおり、未申告の入金額は「収入」には該当しないと主張する。

しかし、法は、保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし（1・(1)・ア）、収入の認定は、就労に伴う収入以外の他からの仕送り等も原則として全て認定することとされていることからすれば（同・(2)）、請求人の上記主張は、独自の見解といわざるを得ない。

また、保護の実施機関には、被保護者の預金等の資産の状況や金銭収入等の全てについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先に調査を行うことが課されていることからすれば（同）、処分庁が請求人の収入の状況に不明な点があったことを理由に、法29条に基づく本件調査を行ったことに不合理な点は認められない。

したがって、請求人の主張はいずれも理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己